

藤枝市プロジェクト「TOUKAI-0+」総合支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、住宅の耐震化及び減災化等の対策を促進し地震発生時における住宅・建築物等の倒壊等による被害を防止又は軽減するため、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号国土交通事務次官通知）、静岡県プロジェクト「TOUKAI-0+」総合支援事業費補助金交付要綱（令和8年3月17日付け住安第2130号くらし・環境部長通知）に基づき、藤枝市プロジェクト「TOUKAI-0+」総合支援事業を実施する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 藤枝市プロジェクト「TOUKAI-0+」総合支援事業 別表第1に掲げる事業をいう。
- (2) 既存建築物 市内にある昭和56年5月31日以前に建築された建築物及び同日において工事中であった建築物（住宅を除く。以下同じ。）をいう。ただし、国、地方公共団体その他の公の機関が所有するもの及び空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項の規定に基づく空家等を除く。
- (3) 住宅 市内にある居住のために継続して利用している一戸建ての住宅、長屋をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものをいう。）を含む。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
- (4) 既存住宅 昭和56年5月31日以前に建築された住宅及び同日において工事中であった住宅
- (5) 静岡県耐震診断補強相談士 静岡県耐震診断補強相談士認定制度要綱（平成13年7月23日付け住安第196号建築安全推進室長通知）に基づき知事が認定した者をいう。
- (6) 高齢者等 次のいずれかに該当するものとする。

ア 65歳以上の者（65歳以上の者以外に、15歳未満の者又は18歳

未滿で就学している者のみが同居する者を含む。）。ただし、木造住宅耐震補強計画事業の場合は、65歳以上の者のみが同居する者

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定による身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める1級又は2級の者

ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）による要介護者又は要支援者

エ 静岡県療育手帳交付規則（平成12年静岡県規則第89号）の規定による療育手帳の交付を受けている者

オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(7) 子育て世帯 申請日が属する年度の末日において満15歳以下の子（胎児を含む。）及びその親からなる世帯をいう。

(8) 子世帯 子とその親からなる世帯をいう。

(9) 親世帯 子世帯の世帯主又はその配偶者のいずれかの一親等以内の直系尊属の者からなる世帯をいう。

(10) 三世帯同居世帯 子世帯と親世帯が同一住宅又は同一敷地内に居住する世帯をいう。

(11) 危険なブロック塀等 地震発生時に倒壊又は転倒し、道路通行人等の第三者に被害を与える可能性のあるブロック塀、石造、れんが塀その他これらに類する塀（国、地方公共団体その他の公の機関が所有するものを除く。）で、道路面からの高さが60センチメートルを超えるものをいう。

(12) 緊急輸送路 藤枝市地域防災計画で指定された緊急輸送路をいう。

(13) 避難路 静岡県地震対策推進条例施行規則（平成8年静岡県条例規則第7号）第2条の規定による道路をいう。

(14) 避難地 藤枝市地域防災計画で指定された指定避難場所、指定緊急避難所又は福祉避難所をいう。

(15) 通学路 公立小学校長が児童の通学時における児童の安全を確保するために設定する道路をいう。

(16) 緊急輸送路等 緊急輸送路、避難路、避難地又は通学路をいう。

(17) 耐震シェルター 住宅内に設置することにより、当該住宅が倒壊した場合でも居住者の安全を守る機能を有する箱型の構造物で、市長が認めたものの。

(18) 防災ベッド 住宅内に設置することにより、当該住宅が倒壊した場合でもベッド内の居住者の安全を守る機能を有するベッド型の装置で、市長が認めたものの。

（補助の対象及び補助額）

第3条 補助金の対象及び補助金額は、別表第2及び別表第3に掲げるとおりとする。ただし、1戸当たりの補助金の額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

2 この要綱による補助金の交付は、別表第1に掲げる事業の区分ごとに同一の敷地（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に規定する敷地をいう。）につき、原則1回限りとする。ただし、木造住宅耐震補強計画補強工事事業は、木造住宅耐震補強計画事業の実施者に限り、木造住宅耐震補強計画補強工事（一体型）事業を実施できるものとする。

3 別表第1に掲げる事業の区分に規定する各事業で、過去に藤枝市から同種の補助金の交付を受けたものは、補助対象としない。

（耐震診断等の方法）

第4条 既存建築物及び既存住宅の耐震診断及び補強後の耐震性の評価は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日国土交通省告示第184号）別添に定める方法（国土交通大臣がこれと同等以上と認める方法を含む。）によるものとする（木造住宅耐震補強計画補強工事事業における補強計画の策定及び改修後の耐震性の評価にあつては、原則として「2025年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法（一般財団法人日本建築防災協会発行）」の精密診断法1によるものとし、災害時拠点施設の耐震性の評価については、「静岡県既存建築物の耐震新診断・補強計画マニュアル2006年度版（一般社団法人静岡県建築士事務所協会発行）」による方法を用いること。）。ただし、木造住宅建替事業における採択要件を確認するための耐震診断は、これに準ずる診断方法として市長が認める方法とすることができる。

（耐震診断等の実施者）

第5条 耐震診断等は次に掲げる者が行うものとする。

(1) 木造住宅耐震補強計画補強工事事業及び木造住宅建替事業における採択要件を確認するための耐震診断は、建築士事務所に属する静岡県耐震診断補強相談士。ただし、木造住宅建替事業において、前条の市長が認める方法により耐震診断を行う場合は、この限りではない。

(2) 木造住宅耐震補強計画補強工事事業における補強計画の策定及び改修後の耐震性の評価は、建築士事務所に属する静岡県耐震診断補強相談士。

(交付の申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする申請者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第 1 号様式）に別表第 4 に定める関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第 7 条 市長は、補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（第 2 号様式）により通知する。

(交付の条件)

第 8 条 交付の決定に際しては、次に掲げる事項を条件とする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。ただし、補助対象経費の総額の 20 パーセント以内で軽微な変更についてはこの限りではない（第 14 条第 2 項による消費税仕入控除税額等係る変更承認申請を除く。）。
- (2) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (4) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後、10 年間保管しなければならないこと。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告（第 3 号様式）して、その指示（第 4 号様式）を受けなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後 10 年間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）において耐用年数が 10 年未満のものにあつては耐用年数）以内に、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならないこと。
- (7) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

(変更承認)

第 9 条 補助事業者は、前条第 1 号に該当するときは、あらかじめ変更承認申請書（第 5 号様式）に別表第 5 に定める関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助事業の変更承認申請があった場合は、内容を審査し、変更の承認をするときは、変更承認通知書（第 6 号様式）により通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第 10 条 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止をしようとする場合は、廃止（中止）申請書（第 7 号様式）を市長に提出し、市長の承認を得なければならない。

2 市長は廃止（中止）申請書の提出があった場合は、内容を審査し、中止又は廃止を承認するときは、廃止（中止）承認通知書（第 8 号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

第 11 条 補助事業者は、前項補助事業が完了したときは、実績報告書（第 9 号様式）に別表第 4 に定める関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 前項の書類は、当該補助事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の 2 月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第 12 条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、その報告書に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、必要に応じ現地調査し、適合すると認めたときは、補助金交付確定通知書（第 10 号様式）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第 13 条 補助事業者は、前条の通知を受領した日から起算して 10 日を経過した日までに請求書（第 11 号様式）を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、木造住宅耐震補強計画補強工事（一体型）事業、耐震シェルター整備事業及び防災ベッド整備事業（以下「代理受領対象事業」という。）の補助事業者は、補助金の請求及び受領を、代理受領対象事業に係る契約を締結した者（以下「代理受領委任事業者」という。）に委任することができる。この場合において、代理受領委任事業者は、前項に規定する請求書に代理受領委任状（第 12 号様式）を添付しなければならない。

3 前項の規定する代理受領があったときは、補助事業者に対し補助金の交付があったものとみなす。

（消費税仕入控除税額に係る取扱い）

第 14 条 補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税額に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分がある場合には、それら控除できる部分の合計額に補助率（補助金所要額を補助対象経費で除して得た率をいう。）を乗じて得た金額（以下「消費税仕入控除税額等」という。）を補助金所要額から減じて得た額を、補助金の交付申請額としなければならない。ただし、補助金の交付申請の時点において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになっていない場合は、この限りではない。

2 補助事業者は、前項のただし書きの場合において第 7 条の規定による交付の決定を受けた後に、消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（前項の規定により補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を補助金の額から減額して第 9 条の規定による変更承認申請書を提出し市長の承認を受けること。

3 補助事業者は、第 11 条の規定による実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前 2 項の規定により減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（第 13 号様式）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。

（1） 補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し

（2） 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補則）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

事業の区分	補助事業細目	事業内容
木造住宅耐震補強計画補強工事業	木造住宅耐震補強計画補強工事（一体型）事業	持家又は賃貸住宅の所有者又は居住者等が行う所有又は居住する木造の既存住宅の耐震補強計画の策定及び耐震補強工事を同一年度内に実施する事業（事前に耐震補強計画を策定し、耐震補強工事のみを実施する場合を含む。）で、次のいずれにも該当するものをいう。 (1) 次のいずれかに該当する工事であること。 ア 耐震診断の結果、評点が 1.0 未満であった木造の既存住宅が、耐震補強工事を行った後に、評点が 1.0 以上となる耐震補強工事 イ 新工法を採用する等、アと同等以上の効果が認められる耐震補強工事 (2) 藤枝市木造住宅耐震補強事業費補助金交付要綱（平成14年藤枝市告示第76号）及び藤枝市木造住宅耐震補強計画補強工事業費補助金交付要綱（平成31年藤枝市告示137号）の規定による補助金の交付を受けていないこと。
	木造住宅耐震補強計画事業	持家又は賃貸住宅の所有者又は居住者等が行う所有又は居住する木造の既存住宅の耐震補強計画の策定を実施する事業で、次のいずれにも該当するものをいう。 (1) 木造住宅耐震補強計画補強工事（一体型）事業の交付の決定後、やむを得ず耐震補強工事を断念し、耐震補強計画のみ実施する事業（交付決定前に耐震補強計

		画を策定したものは含まない。）。 (2) 高齢者等が居住する住宅を対象とする事業。 (3) 耐震改修を行う代わりに、耐震改修以外の防災ベッド又は耐震シェルターを設置する等の対策（以下「命を守る対策」という。）を行う事業。
木造住宅建替事業	木造既存住宅除却事業	持家又は賃貸住宅の所有者又は居住者等が行う耐震診断の評点が1.0未満である所有又は居住する木造の既存住宅全てを除却する事業。
	住宅建設事業	持家又は賃貸住宅の所有者又は居住者等が木造既存住宅除却事業を実施し、引き続いて同一年度内に当該敷地（これに隣接する土地を含む。）又はその一部に従前の居住者が継続して居住するための住宅を建設する事業で、次のいずれにも該当するものをいう。 (1) 原則として建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合する住宅であること。 (2) 原則として土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項に規定する災害危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項

		に規定する急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域と重複する区域に限る。）の外に存する敷地であること。 (3) 原則として建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合する住宅であること。
既存建築物耐震性向上事業	—	所有者又は居住者等が既存建築物及び既存住宅の耐震診断を実施する事業をいう。診断結果は、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会規約第8条第2項に基づき登録された耐震判定委員会に諮るものとする。ただし、次の各号に掲げる建築物の診断結果については、この限りでない。 (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第14条第1号に掲げる建築物又は階数が3以上で床面積の合計が1,000㎡以上の建築物以外の建築物 (2) 耐震診断を行った結果、倒壊の危険性があると判断された建築物 (3) 市長が不要と認める建築物
屋根の耐風診断事業	—	持家又は賃貸住宅の所有者又は居住者等が所有又は居住する令和3年12月31日以前に建築された住宅又は同日において工事中であった住宅の瓦葺屋根を、かわらぶき技能士、瓦屋根工事技士、瓦屋根診断技

		士その他これらに準ずる技能を有すると市長が認めたものをして、建築基準法施行令の規定に基づく屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法（昭和４６年建設省告示第１０９号）の規定（以下「告示基準」という。）への適合を確認（以下「耐風診断」という。）する事業をいう。
屋根の耐風改修事業	—	持家又は賃貸住宅の所有者又は居住者等が耐風診断により告示基準を満たさない所有又は居住する令和３年１２月３１日以前に建築された住宅又は同日において工事中であった住宅の瓦葺屋根を、強風に対して安全な構造に改修する事業をいう。
ブロック塀等耐震改修促進事業	ブロック塀等撤去事業	所有者等が危険なブロック塀等を全て撤去する事業で、次のいずれにも該当するものをいう。 (1) 災害復旧事業でないこと。 (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項道路内にないこと。 (3) 対象とするブロック塀等は、道路又は避難地等に面し、かつ、次のアからオのいずれかに該当するものであること。ただし、市長が認めるものは除く。 ア 基礎の根入が道路面から30センチメートル未満のもの イ 塀の高さが道路面から2メートルを超えるもの ウ 控え壁が3.2メートルごとにないもの エ 塀に傾き、ひび割れがあるもの オ 塀に鉄筋が入っていないもの

		(4) その他市長が認めるもの。
	ブロック塀等 改善事業	緊急輸送路等沿いの危険なブロック塀等をブロック塀等撤去事業により撤去した所有者等が、同一年度内に金属性フェンス等（組積造及び補強コンクリートブロック造の塀及び生垣は含まない）安全な塀に改善する事業をいう。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の道路内には、塀を築造しないこと。
耐震シェルター 一整備事業	—	持家又は賃貸住宅の所有者又は居住者等が行う所有又は居住する住宅の1階部分に耐震シェルターを設置する事業で、次のいずれにも該当するものをいう。 (1) 木造の既存住宅に設置するもの。 (2) 藤枝市木造住宅耐震補強事業費補助金交付要綱（平成14年藤枝市告示第76号）に基づく木造住宅耐震補強事業、藤枝市木造住宅耐震補強計画補強工事事業費補助金交付要綱（平成31年藤枝市告示第137号）に基づく木造住宅耐震補強計画補強工事事業又はこの要綱に基づく木造住宅耐震補強計画補強工事（一体型）事業若しくは防災ベッド整備事業による補助金の交付を受けていない住宅であること。
防災ベッド整備事業	—	持家又は賃貸住宅の所有者又は居住者等が行う所有又は居住する住宅の1階部分に防災ベッドを設置する事業で、次のいずれにも該当するものをいう。 (1) 木造の既存住宅に設置するもの。 (2) 藤枝市木造住宅耐震補強事業費補助金交付要綱（平成14年藤枝市告示第76号）

		に基づく木造住宅耐震補強事業、藤枝市木造住宅耐震補強計画補強工事事業費補助金交付要綱（平成31年藤枝市告示第137号）に基づく木造住宅耐震補強計画補強工事事業又はこの要綱に基づく木造住宅耐震補強計画補強工事（一体型）事業若しくは耐震シェルター整備事業による補助金の交付を受けていない住宅であること。
--	--	--

別表第2（第3条関係）

事業の区分	補助事業細目	補助の対象経費	補助率（額）
木造住宅耐震補強計画補強工事事業	木造住宅耐震補強計画補強工事（一体型）事業	耐震補強計画（交付決定前に策定したものは含まない。）及び耐震補強工事に要する経費	補助の対象経費と115万円とを比較して、いずれか少ない額以内とする。ただし、藤枝市既存建築物耐震性向上事業費補助金交付要綱（平成9年藤枝市告示第53号）又はこの要綱に基づく木造住宅耐震補強計画事業の補助金の交付を受けている場合、交付された補助金額を減額した額以内とする。
	木造住宅耐震補強計画事業	耐震補強計画に要する経費	補助の対象経費と14万4千円とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内の額とする。
木造住宅建替事業	木造既存住宅除却事業	除却工事に要する経費	補助の対象経費の23パーセントと30万円とを比較していずれか少ない額以内とする。
	住宅建	住宅の建設工事	次の各号に掲げる区分に応じ

	設事業	に要する経費	て当該各号に定める額とする。 (1) 子育て世帯 補助の対象経費の23パーセントと50万円とを比較して、いずれか少ない額以内とする。 (2) 三世帯同居世帯 補助の対象経費の23パーセントと50万円とを比較して、いずれか少ない額以内とする。 (3) 前各号以外の世帯 1敷地ごとに、補助の対象経費の23パーセントと10万円とを比較して、いずれか少ない額以内とする。
既存建築物耐震性向上事業	—	耐震診断に要する経費	1棟ごとに、補助の対象経費と別表第3に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内の額（1申請当り限度額50万円）とする。
屋根の耐風診断事業	—	屋根の耐風診断に要する経費	補助の対象経費と31,500円とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内の額とする。
屋根の耐風改修事業	—	屋根の耐風改修に要する経費	補助の対象経費、屋根改修に係る屋根面積に24,000円／㎡を乗じた額及び240万円を比較して、少ない額の23パーセント以内の額とする。

ブロック塀等耐震改修促進事業	ブロック塀等撤去事業	ブロック塀等撤去に要する経費	(1) 緊急輸送路等沿いの危険なブロック塀等を撤去する場合 補助の対象経費と撤去するブロック塀等の延長1メートルにつき13,320円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額以内の額とする。ただし、1敷地につき10万円を限度とする。 (2) 前号以外の危険なブロック塀等を撤去する場合 補助の対象経費と撤去するブロック塀等の延長1メートルにつき13,320円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内の額とする。ただし、1敷地につき10万円を限度とする。
	ブロック塀等改善事業	ブロック塀等改善に要する経費	補助の対象経費と改善するブロック塀等の延長1メートルにつき38,400円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内の額とする。ただし、1敷地につき25万円を限度とする。
耐震シェルター整備事業	—	耐震シェルターの購入費及びその設置に要する経費	補助の対象経費と50万円を比較しいずれか少ない額以内として、設置する耐震シェルターの使用者が、高齢者等に該当する場合は、10万円を加算した額とする。ただし、補助の対象

			経費を限度とする。
防災ベッド 整備事業	—	防災ベッドの購入費及びその設置に要する経費	補助の対象経費と45万円を比較して、いずれか少ない額以内とし、設置する防災ベッドの利用者が、高齢者等に該当する場合は、10万円を加算した額とする。ただし、補助の対象経費を限度とする。

別表第3（第3条関係）

対象建築物の用途	基準額
一戸建ての住宅	13万4千円/戸
一戸建ての住宅以外のもの	次に定める費用を限度とする。 (1) 延べ面積1,000㎡以内の部分は3,600円/㎡ (2) 延べ面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡ (3) 延べ面積2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡

別表第4（第6条、第11条関係）

事業区分	交付申請書に添付する書類	実績報告書に添付する書類
木造住宅 耐震補強 計画補強 工事業	(1) 事業計画書（第1号様式その1） (2) 耐震補強計画の策定に要する経費の見積書の写し（耐震補強計画を策定済みの場合は除く。） (3) 耐震補強工事に要する経費の見積書の写し (4) 案内図（原則として1/	(1) 木造住宅耐震補強計画補強工事（一体型）事業にあっては、次に掲げる図書 ア 耐震補強計画策定経費の領収書等の写し（交付決定前に耐震補強計画を策定済みの場合及び代理受領をする場合は除く。） イ 耐震改修経費の領収書等

	2, 500以上の地図) (5) 耐震診断結果報告書(注1) (6) 耐震補強工事予定建築物の配置図及び各階平面図 (7) 昭和56年5月31日以前に建築(10㎡以上の増築、改築を含む。)又は同日において工事中であったことを証明するもので下記のいずれかの書類の写し ア 建築確認通知書 イ 固定資産課税台帳登録証明書(家屋) ウ 登記簿 エ その他市長が認めたもの (8) 所有者以外の者による申請の場合は所有者の承諾書 (9) 耐震補強計画書(耐震補強計画を策定済の場合)(注2) (10) 補強後の補強方法、補強箇所を明示した平面図(耐震補強計画を策定済の場合) (11) 静岡県耐震診断補強相談士の確認を証するもの(耐震補強計画を策定済の場合) (12) その他市長が必要と認め	の写し(代理受領をする場合は除く。) ウ 代理受領をする場合は次に掲げる書類 (7) 代理受領事業経費内訳書(第14号様式) (イ) 耐震補強計画策定費用(交付決定前に耐震補強計画を策定済の場合は除く。)及び耐震改修経費がわかる契約書等の写し (ウ) 補助金額を除いた経費の領収書等の写し エ 施工箇所毎の施工前、施工中及び完了時の写真(耐震補強工事を実施した場合) オ 静岡県耐震診断補強相談士の確認を証するもの(耐震補強計画作成者と耐震性能の確認者が異なる場合) (2) 木造住宅耐震補強計画事業(要綱第9条の規定による変更承認時に提出した場合は除く。)にあっては、次に掲げる図書 ア 耐震補強計画書(注2) イ 補強後の補強方法、補強箇所を明示した平面図 ウ 静岡県耐震診断補強相談士の確認を証するもの
--	---	---

	る書類	エ 命を守る対策の実施が分かる書類等 オ 耐震補強計画策定経費の領収書等の写し (3) その他市長が必要と認める書類
木造住宅 建替事業	(1) 事業計画書（第1号様式その2） (2) 木造既存住宅除却事業にあつては、次に掲げる書類 ア 事業経費の根拠となる見積書の写し イ 昭和56年5月31日以前に建築（10㎡以上の増築、改築を含む。）又は同日において工事中であったことを証明するもので下記のいずれかの書類の写し (ア) 建築確認通知書 (イ) 固定資産課税台帳登録証明書（家屋） (ウ) 登記簿 (エ) その他市長が必要と認めるもの ウ 耐震診断結果報告書（注1） エ 案内図（原則として1／2，500以上の地図） オ 公図写し	(1) 木造既存住宅除却事業にあつては、次に掲げる書類 ア 除却経費の領収書等の写し イ 除却工事の完了写真 ウ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第15条第1項の規定による建築物除却届の写し（届出対象工事のみ） エ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第10条第1項の規定による届出の写し（届出対象工事のみ） (2) 住宅建設事業にあつては、次に掲げる書類 ア 建設工事に係る住宅の配置図及び各階平面図（交付申請時から変更がある場合のみ） イ 建設工事の完了写真 ウ 建設工事の住宅に係る建築基準法（昭和25年法律第

	カ 除却工事に係る木造住宅の配置図及び各階平面図 キ 所有者以外の者による申請の場合は所有者の承諾書 ク 除却工事前の写真 ケ その他市長が必要と認める書類 (3) 住宅建設事業にあっては、次に掲げる書類 ア 建設工事に係る住宅の配置図及び各階平面図 イ 建替え前及び建替え後の家族構成報告書（第15号様式） ウ 「子育て世帯」又は「三世代同居世帯」である場合は、証する書類の写し エ 所有予定者以外の者による申請の場合は所有予定者の承諾書 オ 省エネルギー基準の要件確認書（第16号様式） カ その他市長が必要と認める書類	201号）第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認済証の写し エ 建設工事の住宅に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の写し オ 建設経費の領収書等の写し カ 省エネルギー基準に適合することを確認できる書類の写し (3) その他市長が必要と認める書類
既存建築物耐震性向上事業	(1) 事業計画書（第1号様式その3） (2) 案内図（原則として1／	(1) 耐震診断結果報告書（下記の内容を記載されたもの） ア 建築物の名称、建築物の

	2, 500以上の地図) (3) 配置図及び平面図 (4) 事業経費の根拠となる見積書の写し (5) 所有者以外の者による申請の場合は所有者の承諾書 (6) その他市長が必要と認める書類	所有者、所在地、用途・規模、診断者の名称・住所、診断年月日 イ 構造部材強度（コンクリート、鉄筋、鉄骨、杭耐力、地耐力等） ウ 耐震診断の方針 エ 診断結果の概要 オ 総合所見 カ 平面図、伏図、軸組図 (2) 耐震診断に係る評定書の写し（既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会規約第8条第2項に基づき登録された耐震判定委員会に診断結果を諮らなければならない建築物に限る。） (3) 耐震診断経費の領収書等の写し (4) その他市長が必要と認める書類
屋根の耐風診断事業	(1) 事業計画書（第1号様式その4） (2) 現況写真 (3) 事業経費の根拠となる見積書の写し (4) 案内図（原則として1／2, 500以上の地図） (5) 所有者以外の者による申請の場合は、所有者の承諾書	(1) 診断の結果報告書の写し（注3） (2) 耐風診断経費の領収書等の写し (3) その他市長が必要と認める書類

	(6) 住宅の屋根概要がわかる図面 (7) かわらぶき技能士、瓦屋根工事技士及び瓦屋根診断技士等であることを証する書面の写し (8) その他市長が必要と認める書類	
屋根の耐風改修事業	(1) 事業計画書（第１号様式その５） (2) 現況写真 (3) 診断の結果報告書（注３）の写し (4) 事業経費の根拠となる見積書の写し (5) 案内図（原則として１／２，５００以上の地図） (6) 工事概要がわかる図面（注４） (7) 所有者以外の者による申請の場合は、所有者の承諾書 (8) かわらぶき技能士、瓦屋根工事技士及び瓦屋根診断技士等であることを証する書面の写し (9) その他市長が必要と認める書類	(1) 施工箇所毎の施工前、施工中（告示基準等へ適合する施工方法がわかるもの）及び完了時の写真 (2) 耐風改修経費の領収書等の写し (3) その他市長が必要と認める書類
ブロック塀等耐震改修促進	(1) 事業計画書（第１号様式その６） (2) ブロック塀等撤去事業に	(1) ブロック塀等撤去事業にあつては、次に掲げる書類 ア 事業の施工中、施工完了

事業	あつては、次に掲げる書類 ア 事業経費の根拠となる見積書の写し イ 案内図（原則として1／2，500以上の地図）とし、緊急輸送路、通学路、避難路、避難地等を明記したものとする。） ウ 施工前の配置図（所在地、施工延長及び通学路、避難路の沿道、避難地に隣接する敷地に存する塀又は、地震発生時に倒壊し、道路通行人等の第三者に被害を与える可能性のある塀であることを明示）及び写真 エ 耐震診断結果の写し又は点検結果表等 オ 所有者以外の者による申請の場合は、所有者の承諾書 カ その他市長が必要と認める書類 (3) ブロック塀等改善事業にあつては、次に掲げる書類 ア 事業経費の根拠となる見積書の写し イ 計画図（配置図（所在地、施工延長及び通学	を確認できる写真（全景写真を含む。） イ 撤去経費の領収書等の写し ウ その他市長が必要と認める書類 (2) ブロック塀等改善事業にあつては、次に掲げる書類 ア 事業の完了を確認できる全景写真及び工程ごとに必要とする工事写真 イ 完成図面（配置図、平面図、立面図及び断面図） ウ 改善経費の領収書等の写し エ その他市長が必要と認める書類
----	--	---

	路、避難路の沿道又は避難地に隣接する敷地に存する塀であることを明示) ウ 平面図 エ 立面図 オ 断面図 カ 施工に要する費用の見積書の写し キ 所有者以外の者による申請の場合は、所有者の承諾書 ク その他市長が必要と認めた書類	
耐震シェルター整備事業	(1) 事業計画書（第1号様式その7） (2) 昭和56年5月31日以前に建築（10㎡以上の増築、改築を含む。）又は同日において工事中であったことを証明するもので下記のいずれかの書類の写し ア 建築確認通知書 イ 固定資産課税台帳登録証明書（家屋） ウ 登記簿 エ その他市長が必要と認めるもの (3) 事業経費の根拠となる見積書の写し (4) 案内図（原則として1／	(1) 設置工事の施工中及び完了時の写真 (2) 設置工事に係る領収書等の写し（代理受領をする場合は除く） (3) 代理受領をする場合は次に掲げる書類 ア 代理受領事業経費内訳書（第14号様式） イ 設置工事の経費がわかる契約書等の写し ウ 補助金額を除いた経費がある場合は経費の領収書等の写し (4) その他市長が必要と認める書類

	2, 500以上の地図) (5) 設置場所が確認できる書類 (6) 設置工事の施工前の写真 (7) 所有者以外の者による申請の場合は、所有者の承諾書 (8) 耐震シェルターの使用者が高齢者等である場合は、高齢者等であることを証明するもので、下記のいずれかの書類の写し ア 年金受給者証 イ 個人番号カード ウ 運転免許証 エ その他市長が認めたもの（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保険福祉手帳等） (9) その他市長が必要と認める書類	
防災ベッド整備事業	(1) 事業計画書（第1号様式その8） (2) 昭和56年5月31日以前に建築（10㎡以上の増築、改築を含む。）又は同日において工事中であったことを証明するもので下記のいずれかの書類の写し ア 建築確認通知書 イ 固定資産課税台帳登録	(1) 設置工事の完了時の写真 (2) 設置に係る領収書等の写し（代理受領をする場合は除く） (3) 代理受領をする場合は次に掲げる書類 ア 代理受領事業経費内訳書（第14号様式） イ 設置工事の経費がわかる契約書等の写し

	証明書（家屋） ウ 登記簿 エ その他市長が必要と認めるもの (3) 事業経費の根拠となる見積書の写し (4) 案内図（原則として1／2，500以上の地図） (5) 設置場所が確認できる書類 (6) 設置工事の施工前の写真 (7) 所有者以外の者による申請の場合は、所有者の承諾書 (8) 防災ベッドの使用者が高齢者等である場合は、高齢者等であることを証明するもので、下記のいずれかの書類の写し ア 年金受給者証 イ 個人番号カード ウ 運転免許証 エ その他市長が認めたもの（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保険福祉手帳等） (9) その他市長が必要と認める書類	ウ 補助金額を除いた経費がある場合は経費の領収書等の写し (4) その他市長が必要と認める書類
--	---	---

（注１）耐震診断結果報告書には次の事項を記載した書類を添付する。

- ・住宅の所有者、所在地、用途・規模、診断者の名称・住所、診断年月日
- ・耐震診断の結果及び算定根拠

（注２）耐震補強計画書には次の事項を記載した書類を添付する。

- ・住宅の所有者、所在地、用途・規模、診断者の名称・住所、診断年月日
- ・耐震診断・補強計画の評点及び算定根拠

（注３）耐風診断結果報告書には次の事項を記載した書類を添付する。

- ・診断者の氏名・住所、診断年月日
- ・所有者、所在地
- ・診断の方針及び結果概要
- ・総合所見

（注４）工事概要がわかる図面には次の事項を記載した書類を添付する。

- ・改修屋根伏図（改修方法、改修箇所を明示する。）
- ・瓦屋根の場合は、建築基準法施行令の規定に基づく屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法（昭和４６年建設省告示第１０９号）に基づいて実施する旨の所見
- ・瓦屋根以外に改修する場合は、強風に対して安全な構造とする旨の所見

別表第５（第９条関係）

事業区分	変更承認申請書に添付する書類
木造住宅耐震 補強計画補強 工事事業	(1) 耐震補強計画を策定した場合 ア 耐震補強計画書（注１） イ 補強後の補強方法、補強箇所を明示した平面図 ウ 静岡県耐震診断補強相談士の確認を証するもの エ 耐震補強工事に要する経費の見積書（耐震補強工事を実施する場合） (2) 木造住宅耐震補強計画事業に変更する場合 ア 高齢者等であることを証明するもので、下記のいずれかの書類の写し (ｱ) 年金受給者証 (ｲ) 個人番号カード (ｳ) 運転免許証 (ｴ) その他市長が認めたもの（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保険福祉手帳等） イ 高齢者等が居住することを示す家族構成報告書（第

	15号様式) ロ 実施する命を守る対策がわかる書類等 (3) その他の変更 変更内容がわかる書類
木造住宅建替事業	変更内容がわかる書類
既存建築物耐震性向上事業	変更内容がわかる書類
屋根の耐風診断事業	変更内容がわかる書類
屋根の耐風改修事業	変更内容がわかる書類
ブロック塀等耐震改修促進事業	変更内容がわかる書類
耐震シェルター整備事業	変更内容がわかる書類
防災ベッド整備事業	変更内容がわかる書類

(注1) 耐震補強計画書には次の事項を記載した書類を添付する。

- ・住宅の所有者、所在地、用途・規模、診断者の名称・住所、診断年月日
- ・耐震診断・補強計画の評点及び算定根拠